健生食輸発1017第3号 令和7年10月17日

各検疫所長 殿

健康·生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (韓国産エゴマのインドキサカルブ並びにスリランカ産ツボクサのテブコナゾール、 ピリダベン、プロフェノホス及びヘキサコナゾール)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年10月17日付け健生食輸発1017第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、韓国産エゴマ及びスリランカ産ツボクサのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

なお、韓国産エゴマのインドキサカルブについては、登録検査機関による自主検査受 託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

1. 別表第2への追加

- ・韓国産エゴマ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のインドキサカルブ
- ・スリランカ産ツボクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のテブコナゾール、 ピリダベン、プロフェノホス及びヘキサコナゾール

2. 別表第3への追加

- ・韓国産エゴマ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のインドキサカルブ(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「YUDOKYUTONG CO., LTD.」であるものに限る。)
- ・スリランカ産ツボクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のテブコナゾール、 ピリダベン、プロフェノホス及びヘキサコナゾール(製造者、製造所、輸出者又は 包装者が「SPS EXPORT INTERNATIONAL (PVT) LTD」であるものに限る。)